

広島県告示第二百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
広島県東広島市八本松町吉川地内	区域の名称	区域の名称	区域の表示及び法規
	横野（六二八〇―一）	横野（六二八〇―一）	急傾斜地の崩壊
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示
	横野（六二八〇―一）	横野（六二八〇―一）	急傾斜地の崩壊
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示
	市条（二四五―一）	市条（二四五―一）	急傾斜地の崩壊
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示
	市条（二四五―一）	市条（二四五―一）	急傾斜地の崩壊
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示
	市条（二四五―一）	市条（二四五―一）	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示	
大竹（八五三四―一）	大竹（八五三四―一）	急傾斜地の崩壊	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示	
横野（八五三八）	横野（八五三八）	急傾斜地の崩壊	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示	
下横野（八五四〇）	下横野（八五四〇）	急傾斜地の崩壊	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示	
下横野（八五四〇―一）	下横野（八五四〇―一）	急傾斜地の崩壊	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示	
下横野（八五四〇―二）	下横野（八五四〇―二）	急傾斜地の崩壊	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示	



古河川右 (七三四七)	土石流	次の図のとおり	古河川右 (七三四七)	土石流	次の図のとおり
古河川右 (七三四八)	土石流	次の図のとおり	古河川右 (七三四八)	土石流	次の図のとおり
戸坂川右 (七三五二)	土石流	次の図のとおり	戸坂川右 (七三五二)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。